

自動車排出ガス総合対策小委員会の設置について

1 設置の趣旨

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「法」とする。）第6条及び第8条の規定に基づき定められた自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成20年環境省告示第4号）においては、対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する目標が平成22年度までとされており、また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）附則第2条において、目標の達成状況に応じ、法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

このような状況を踏まえ、平成22年7月26日付けで環境大臣が中央環境審議会長に対し、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について諮問を行い、同日付けで大気環境部会に付議されたところである。

これを受けて、同部会の下に「自動車排出ガス総合対策小委員会」設置し、大気汚染の状況、現行の施策の進捗状況等を踏まえ、基本方針及び法の見直しを検討することとしたい。

2 メンバー構成案

小委員会に属すべき委員等については、大気環境部会長の指名により、関連する学識経験者等の方々をもって構成する予定。

3 スケジュール

本年8月以降、数回程度小委員会を開催し、本年12月を目処に、基本方針の見直しに関する中間報告を取りまとめ、更に、大気汚染の状況、現行の施策の進捗状況等を踏まえ、法の規定の検討を行い、すみやかに、議論のとりまとめを行う。

(案)

中央環境審議会大気環境部会の小委員会の設置及び運営方針について

平成22年7月28日
大気環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会大気環境部会に、自動車排出ガス総合対策小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2 小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。
- 3 小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気環境部会の決議とすることができる。
- 4 中央環境審議会大気環境部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 小委員会に、自動車排出ガス総合対策小委員会委員長（以下「小委員長」という。）を置く。
- 6 会議について

(1) 会議の公開について

小委員会は原則として公開とするものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

(2) 代理出席について

代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

7 会議録等の公開について

- (1) 公開した小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著し

(案)

い支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長は、「委員等限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。

- (2) 会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (3) 公開した会議以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (4) 議事要旨は、事務局において作成し、小委員長の了承を得て公開するものとする。
- (5) 議事録、資料及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。

8 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定める。